

特定調達契約に関する香川県建設工事執行規則の特例に関する規則及び特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第34号

特定調達契約に関する香川県建設工事執行規則の特例に関する規則及び特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

(特定調達契約に関する香川県建設工事執行規則の特例に関する規則の一部改正)

第1条 特定調達契約に関する香川県建設工事執行規則の特例に関する規則(平成7年香川県規則第84号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(随意契約によることができる場合) 第11条 特定調達契約については、建設工事執行規則第5条第1項第3号、第6号又は第7号の規定によるほか、特例政令第11条第1項各号に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。 2 略	(随意契約によることができる場合) 第11条 特定調達契約については、建設工事執行規則第5条第1項第3号、第6号又は第7号の規定によるほか、特例政令第10条第1項各号に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。 2 略

(特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則の一部改正)

第2条 特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成7年香川県規則第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(落札者の決定に関する通知) 第15条 略	(落札者の決定に関する通知) 第15条 略
(複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達) 第16条 契約担当者は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、その需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争入札に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、 <u>低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とする</u> ことができる。 2 <u>前項の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については、落札</u>	

がなかったものとする。

- 3 第1項の規定による一般競争入札又は指名競争入札により落札者を定めた場合において、落札者のうち契約を結ばない者があるときは、その者の落札していた数量の範囲内で、まず前項に規定する最後の順位の落札者について同項の規定により落札がなかったものとされた数量の落札があったものとし、次に第10項の規定により落札者とならなかった者についてその者の入札数量の落札があったものとすることができる。
- 4 前項の場合において、第10項の規定により落札者とならなかった者が2人以上あるときは、同項の規定の例によりその順位を決定し、また、最後の順位に当たる者の入札数量について第2項に規定する場合に準ずべき場合があるときは、同項の規定の例による。
- 5 契約担当者は、特定調達契約につき第1項の規定による一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該特定調達契約について一般競争入札の公告をするときは、第7条の規定により公告をしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公告をしなければならない。
 - (1) 第1項の規定による一般競争入札の方法による旨
 - (2) 第2項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとすることがある旨
 - (3) 第12項の規定により当該一般競争入札を取り消すことがある旨
 - (4) 端数の入札を制限する場合にはその旨
- 6 契約担当者は、特定調達契約につき第1項の規定による指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該特定調達契約について第9条第1項の規定により公示をするときは、同条第2項の規定により公示をしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公示をしなければならない。
 - (1) 第1項の規定による指名競争入札の方法による旨
 - (2) 第2項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとすることがある旨
 - (3) 第12項の規定により当該指名競争入札を取り消すことがある旨
 - (4) 端数の入札を制限する場合にはその旨
- 7 契約担当者は、前項の場合において、その特定調達契約について第10条の規定により通知するときは、同条の規定により通知をしなければならない事項のほか、前項各号に掲げる事項を通知をしなければならない。
- 8 第1項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付する場合の予定

価格は、会計規則第147条第1項の規定にかかわらず、これらの競争入札に付する物品等又は特定役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は特定役務の種類ごとの需要数量で除した金額をもって定めなければならない。

9 第1項の規定による一般競争入札又は指名競争入札が2種類以上の物品等又は特定役務について行われるものである場合には、その入札は、物品等又は特定役務の種類異なるごとにその単価及び数量について行わなければならない。

10 第1項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、同価の入札をした者が2人以上あるときの落札者の決定については、入札数量の多い者を先順位の落札者とするものとし、入札数量が同一であるときは、会計規則第174条第3項の規定の例によりくじで先順位の落札者を定めるものとする。

11 第1項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札数量が需要数量に達しないとき、又は落札者のうち契約を結ばない者がいるときは、需要数量に達するまで、最低落札単価の制限内で、会計規則第184条第17号並びに第185条第2項及び第3項の規定の例により、随意契約によることができる。

12 第1項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付する場合において、これらの競争入札に加わった者が5人に満たないときは、これらの競争入札を取り消すことができる。

13 前項の規定により一般競争入札又は指名競争入札を取り消した場合には、入札書は、そのままこれを入札者に送付しなければならない。

14 第12項の規定により一般競争入札又は指名競争入札を取り消した場合には、会計規則第184条第16号及び第185条第1項の規定は、適用しない。

(随意契約ができる場合)

第17条 特定調達契約については、会計規則第184条第13号、第16号若しくは第17号又は前条第11項の規定によるほか、特例政令第11条第1項各号(第4号及び第5号を除く。)に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

2 略

第18条～第20条 略

(随意契約ができる場合)

第16条 特定調達契約については、会計規則第184条第13号、第16号又は第17号の規定によるほか、特例政令第10条第1項各号(第4号及び第5号を除く。)に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

2 略

第17条～第19条 略

この規則は、平成28年5月1日から施行する。